

(別紙)

「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る
電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項」の一部改正について（新旧対照表）

改正後（新）	現 行（旧）
別添 1	別添 1
食品衛生申請等システムを活用した 自主回収の届出（登録／変更／終了） の方法について （届出簡易マニュアル）	食品衛生申請等システムを活用した 自主回収届出（着手／変更／終了） の方法について （届出簡易マニュアル）
目次	目次
<p>1. システムへのログイン方法等について 3</p> <p>2. 自主回収の届出（登録）について 4</p> <p>3. 自主回収の届出（登録）の確認（保健所、消費者庁業務）について 8</p> <p>4. 自主回収の届出（変更、終了）について 11</p> <p>5. 自主回収の届出の取下げについて 13</p>	<p>1. システムへのログイン方法等について 3</p> <p>2. 自主回収届出（着手）について 4</p> <p>3. 自主回収届出（着手）の確認（保健所、消費者庁業務） 9</p> <p>4. 自主回収届出（変更、終了）について 11</p> <p>5. 自主回収届出の取下げについて 12</p>
<p>（留意事項） 本マニュアルは、<u>食品関連事業者等</u>、地方公共団体職員が、<u>食品衛生申請等システム（以下「システム」という。）</u>を活用した<u>食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく自主回収の届出（登録／変更／終了）</u>を行うに当たり、操作を支援するために作成したものです。 システムの詳細については、<u>システム内</u>に掲載されている<u>システム利用</u>マニュアルによって対応いただくようお願いいたします。 https://ifas.mhlw.go.jp/manual/</p>	<p>（留意事項） 本マニュアルは、<u>食品関連事業者</u>、地方公共団体職員が、<u>食品衛生申請等システム</u>を活用した<u>自主回収の届出（着手／変更／終了）</u>を行うに当たり、操作を支援するために作成したものです。 システムの詳細については、<u>以下URL</u>に掲載されている<u>最新の</u>マニュアルに<u>拠っていただく</u>ようお願いいたします。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00011.html</p>
<p>1. システムへのログイン方法等について システムのログイン方法は、以下の2つの方法があります。いずれかの方法により、<u>ログインしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>GビジネスID</u>を利用する方法・<u>GビジネスID</u>を利用しない方法（基本情報の登録方法については、システム内に掲載されている<u>システム利用</u>マニュアルを御確認下さい。）	<p>1. システムへのログイン方法等について システムのログイン方法は、以下の2つの方法があります。いずれかの方法により、<u>ログインをしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・<u>GビジネスID</u>を利用する方法・<u>GビジネスID</u>を利用しない方法（基本情報の登録方法については、システム内に掲載されている<u>詳細</u>マニュアルを御確認下さい。）
図（略）	図（略）

※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る**矢印**ボタンは押さず、**システム**における**戻る**ボタンを押してください。

図（略）

2. 自主回収の届出（登録）について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠の**リコール情報の届出**ボタンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

図（略）

(1) 自主回収**情報**の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

ア 届出者情報

届出者情報は、ID及びパスワードを取得した際の**基本情報**が自動的に反映されます。

図（略）

イ 回収担当部門情報

自主回収を実際に担う事業者の情報を入力してください。**最も効率的に回収ができる部門が責任をもって回収作業に着手するようお願いいたします。**

なお、ここに入力された都道府県や市区町村の情報に基づき、管轄している保健所に通知されます。

また、自主回収の事務を他者に委託する場合は、「**回収等の委託有無**」の項目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください。

図（略）

ウ **製造所又は加工所情報（一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報、輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報）**を入力してください。

※ログイン後の注意点

前の画面に戻る際は、ブラウザに表示された前画面に戻る**矢印**ボタンは押さず、**電子申請システム**における**戻る**ボタンを押してください。

図（略）

2. 自主回収**届出（着手）**について

ログインすると、以下の画面に変わりますので、自主回収に着手した旨を届出する場合は、以下の画面の赤枠の**リコール情報の届出**のボタンを押してください。「回収事案新規登録」という画面に遷移します。

図（略）

(1) 自主回収**情報**の入力

画面の内容に従って、自主回収情報を入力していきます。

ア 届出者情報

届出者情報は、ID及びパスワードを取得した際の**基本情報（表示に責任を有する者の情報）**が自動的に反映されます。

図（略）

イ 回収担当部門情報

食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を入力してください。**ここに入力された情報に基づき、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄している保健所に届出情報が送信**されます。

なお、自主回収を他者に委託する場合は、「**回収等の委託有無**」の項目において、「有」を選択すると「委託等を受けた者情報」の入力項目が表示されますので、必要事項を入力してください。

図（略）

ウ **製造所又は加工所情報（一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報、輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報）**

図（略）

なお、同じ商品について、同一の回収担当部門が、複数の製造所分を届出する必要がある場合は、別途、複数の製造所がわかるように入力等することにより、まとめて届出することも可能です。

エ 商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、自主回収を行う商品について、「食品等の特定情報」、「回収の理由」（別添3参照）、「回収着手時点における販売状況」、「回収の方法」、「回収状況」等ができるだけ詳細に入力してください。

なお、不要な入力ガイドは削除してください。

（削除）

（削除）

図（略）

届出は通常、イ 回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市区町村の情報を基に、その所在地を管轄する保健所に通知されますが、以下に該当する場合は、「消費者庁長官への報告」の項目に☑を入れてください。

・届出内容が

「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、
「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は
「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」

の表示違反のみに係る場合

・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る場合

・上記以外の届出について、特に必要と認められる場合

図（略）

エ 商品情報等の入力

入力フォーム内に入力ガイドがありますので、参照いただきながら、自主回収を行う商品の情報、回収の理由^{※1※2}、回収着手時点における販売状況回収の方法、回収状況等を出来るだけ詳細に入力してください。

※1 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）で定めるアレルギーに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る届出を行う場合は、回収の理由は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。

※2 6条8項府令第1条に定められていない事項（原料原産地表示、栄養成分表示等）の表示誤りにより回収を行った場合は、回収の理由は「その他（食品表示法）」にチェックを入れて届出を行ってください。

図（略）

届出は通常、イ 回収担当部門情報に入力いただいた都道府県や市区町村の情報を基に、食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する保健所に自動送付されますが、以下に該当する場合は、「消費者庁長官への報告」にチェックをしてください^{※3}。

・届出内容が

「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、
「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」
又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」

の表示違反のみに係る場合

・特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る場合

・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る場合（原料原産地表示、栄養成分表示等）

(削除)

図 (略)

(2) 入力内容の確認・登録

届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に入力してください。

全ての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

図 (略)

以上で、届出(登録)が完了となります。

以後は保健所(又は消費者庁)の「確認待」となります。

3. 自主回収の届出(登録)の確認(保健所、消費者庁業務)について

食品関連事業者等により、届出(登録)がなされると、回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁へ電子メールにより通知されます。

(1) 届出内容の確認

食品関連事業者等が登録した届出情報を確認してください。内容に不備があれば、必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント(非公開)」欄に入力してください。

(2) CLASS分類

確認した情報を基にCLASS分類を行ってください(別添3参照)。

図 (略)

(3) 共有先の登録(本庁機能)

食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市(食品表示法第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。))又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)と回収担当部門を管轄する都道府

※3 詳細な内容は「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」(令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知)をご確認ください。

図 (略)

(2) 入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「確認」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「登録ボタン」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に記入してください。

図 (略)

以上で、届出(着手)が完了となります。

保健所(又は消費者庁)の確認待ちとなります。

3. 自主回収届出(着手)の確認(保健所、消費者庁業務)

事業者により、届出(着手)がなされると、所管の保健所(及び都道府県等本庁)にデータ送信され、メールが通知されます。

(1) 届出内容の確認

事業者から届いた届出情報を確認してください。内容に不備があれば、必要に応じて修正や差戻しを行ってください。

※「差戻し」の場合、差戻し理由は「コメント(非公開)」欄に記入してください。

(2) CLASS分類

確認した情報を元にCLASS分類を行ってください。

図 (略)

(新設)

県知事が異なる場合及び複数の製造所又は加工所が入力等されている場合は、**共有先選択**ボタンを押し、共有先の登録・確認を行ってください。



(4) 入力内容の確認・登録

届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に入力してください。全ての情報を入力したら、①**確認**ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②**登録**ボタンを押します。

図(略)

(3) 入力内容の確認・登録

すべての情報を入力したら、①「**確認**」ボタンを押してください。確認画面に移ります。その後、入力内容に問題がないか確認し、問題がなければ②「**登録ボタン**」を押します。

※届出先の都道府県や消費者庁等に対する連絡事項があれば、「コメント(非公開)」欄に記入してください。

図(略)

以上で、届出（登録）の確認完了となります。
消費者庁による確認後、情報公開されます。

4. 自主回収の届出（変更、終了）について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、リコール情報の検索ボタンを押して、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

図（略）

(1) 届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

図（略）

変更内容を入力したら、食品関連事業者等の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁は、3と同様に変更内容の確認をしてください。

(2) 自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」の項目に☑を入れると、②「回収が終了した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。また、「回収状況」に回収した数量等、詳細な内容を追記します。

図（略）

内容を入力したら、食品関連事業者等の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。『経過終了状態』が「終了」に変更されます。

回収担当部門を管轄する保健所及び都道府県等本庁は、3と同様に内容の確認をしてください。

なお、最終報告が公開されてからおよそ2週間後、自動的に当該公開情報は削除されます。

5. 自主回収の届出の取下げについて

重複した届出等の取下げを行う場合は、変更の際と同様に、これまでに届出された情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある取下げボタンを押してください。『経過終了状態』が「取下げ」に変更されます。

なお、公開された情報の場合は、回収担当部門を管轄する保健所、都道府県等本庁及

以上で、届出（登録）の確認完了となります。
消費者庁の確認後、情報公開されます。

4. 自主回収届出（変更、終了）について

届出内容の変更、終了の報告を行う場合、リコール情報の検索を押して、これまでに届出された情報を呼び出し、更新してください。

図（略）

(1) 届出内容を変更する場合

変更を要する箇所について、適宜入力します。

図（略）

変更内容を入力したら、食品関連事業者の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に変更内容の確認をしてください。

(2) 自主回収が終了した場合

詳細画面の①「最終報告」をクリックし、☑を入れると、②「回収が終了した年月日」の項目が表示されますので、回収終了日を入力してください。また、「回収状況」に回収した数等、詳細な内容を追記します。

図（略）

内容を入力したら、食品関連事業者の方は、2（2）と同様に確認・登録をしてください。保健所等は、3と同様に内容の確認をしてください。

5. 自主回収届出の取下げについて

届出の取下げを行う場合、変更の際と同様に、これまでに届出された情報を呼び出し、詳細画面の最下部にある取下げを押してください。保健所、消費者庁の確認後、公開画面から削除されます。

び消費者庁の確認後、当該公開情報は削除されます。

最終的に回収できなかった場合を含め、回収終了後の公開情報の削除を目的とした処理は、「取下げ」ではなく、4（2）による「最終報告」により処理してください。

別添2

様式・記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2号、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知。以下「様式・記載要領」という。）の内容によるほか、以下の点に留意の上、届出してください。

1. 届出先

都道府県知事（保健所を設置する市（食品表示法（平成25年法律第70号）第15条第5項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。））に届出を行う場合は、自主回収を実際に担う部門を管轄する都道府県や保健所の担当窓口に、自主回収届（様式・記載要領の別添1をいう。以下同じ。）を提出してください。

ただし、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消費表第80号消費者庁次長通知）に記載のとおり「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収届、及び特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係る自主回収届については、消費者庁長官に提出してください。

なお、上記ただし書き以外についても特に必要と認められる場合にあつては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができます。

2. 記載方法

(1) 届出者情報

別添2

記載要領に関する留意事項

食品の自主回収の届出について、紙媒体を用いて行うに当たっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）の内容に拠るほか、以下の点に留意の上、届出してください。

1. 届出先

食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく自主回収の届出先は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等です。

都道府県知事等に届出を行う場合は各都道府県や保健所の担当窓口に自主回収届を提出してください。

なお、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」（令和3年2月26日付け消費食表第80号消費者庁次長通知）に記載のとおり、「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」及び「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、並びに、特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。）に係るもの並びに、食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号。以下「6条8項府令」という。）第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出については、消費者庁長官（消費者庁表示対策課食品表示対策室）に自主回収届を提出してください。

2. 記載方法

(1) 届出者情報

食品関連事業者等の情報を記載してください。

(削除)

(2) 回収する食品等の情報等

ア 回収の理由

別添3の1の右欄を参考に該当する回収の理由にチェックを入れてください。
なお、「その他（食品表示法）」に該当する場合は、チェックは不要です。

イ 健康への危険の程度

届出者による記載は不要です。
なお、健康への危険の程度の欄については、自主回収届を受理した担当窓口において、別添3の2（1）で示している区分を参考に整理してください。

(削除)

3 消費者庁長官への報告

自主回収届を受理した担当窓口は、当該自主回収届について、食品衛生申請等システムへの入力及び確認・登録を行い、別添1の3により消費者庁長官へ報告をお願いします。

別添3

食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

(2) 回収担当部門

届出者情報と同様に食品関連事業者（表示に責任を有する者）の情報を記載してください。

(3) 回収する食品等の情報等

①回収の理由

- ・6条8項府令で定めるアレルゲンに関連して、特定原材料に準ずる品目に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄は「食品表示法違反のおそれ」にチェックを入れてください。
- ・6条8項府令第1条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収の届出を行う場合は、回収の理由の欄はチェックを入れないでください。

②健康への危険の程度

健康への危険の程度の欄については、国へ報告する際に、都道府県知事等において、下表の2分類に区分した上で消費者庁長官へ報告することとしています。
なお、CLASS IIに該当する食品を自主回収した案件であっても、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASS Iとして報告してください。届出者による記載は不要です。

<u>分類</u>	<u>対象となる食品</u>	<u>対象となる表示事項</u>
<u>CLASS I</u>	<u>喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの</u>	<u>6条8項府令で定める事項のうち、アレルゲン（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示</u>
<u>CLASS II</u>	<u>喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってCLASS Iに分類されないもの</u>	<u>6条8項府令で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの</u>

(新設)

(新設)

回収の理由及び健康への危険性の程度

1 回収の理由

<u>回収の理由</u>	<u>詳細</u>
<u>食品表示法違反</u>	<p><u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に抵触する可能性がある場合</u> <u>【具体的な例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、アレルギー等の表示の欠落</u> ・ <u>保存の方法、消費期限又は賞味期限の誤表示</u> ・ <u>使用されていない原材料、添加物、アレルギー等の誤表示</u> ・ <u>生食用のむき身又は切り身にした魚介類への加熱用との誤表示 など</u>
<u>食品表示法違反のおそれ</u>	<p><u>「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号、消費者庁次長通知）等に示された表示と異なる表示がされており、望ましくない表示である場合</u> <u>【具体的な例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定原材料に準ずるものの表示の欠落</u> ・ <u>必要に応じて表示している消費期限の「時間」の誤表示 など</u>
<u>その他（食品表示法）</u>	<p><u>「食品表示法違反」及び「食品表示法違反のおそれ」に分類されない任意の表示について、誤表示等がある場合</u> <u>【具体的な例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ばら売り時のPOPに表示したアレルギーの表示の欠落又は誤表示</u> ・ <u>一括表示外に強調表示したアレルギーの表示の欠落又は誤表示</u> ・ <u>食品表示基準において義務付けされていない食品に貼付した消費期限の誤表示</u> ・ <u>生食用の誤表示（加熱用の食肉及び魚介類（生かき及びふぐを除く。）に限る。） など</u>

2 健康への危険性の程度（CLASS分類）

（1）判断の基準

<u>分類</u>	<u>対象となる食品</u>	<u>対象となる表示事項に係る違反</u>
<u>CLASS I</u>	<u>喫食により重篤な健</u>	<u>6条8項府令第1条で定める事項のうち、名称（食</u>

	健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合	品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)消費期限、アレルゲン(特定原材料に準ずるものも含む。)及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示並びに生食用の誤表示(加熱用の食肉及び魚介類に限る。)に関する表示に係る違反
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合	6条8項府令第1条で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除く事項に係る違反及びはちみつ(乳児ボツリヌス症に関する注意喚起の表示を含む。)に関する表示の欠落
CLASS III	喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合	CLASS I及びCLASS IIの対象となる表示事項を除いたもの及び「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」(令和3年2月26日付け消食表第80号消費者庁次長通知)第2の食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合に該当する届出

(2) 食品衛生申請等システムにおける分類例

【食品表示法 分類例】

CLASS I

- ・ 名称(食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の欠落又は誤表示
- ・ 消費期限の欠落又は誤表示
- ・ アレルゲン(特定原材料に準ずるものを含む。)の欠落
- ・ L-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示の欠落
- ・ 生食用の誤表示(加熱用の食肉、魚介類に限る。) など

CLASS II

- ・ 6条8項府令第1条で定める事項に該当する表示のうちCLASS Iの対象となる表示事項を除いたもの
- ・ はちみつ(乳児ボツリヌス症に関する注意喚起の表示を含む。)の表示の欠落 など

CLASS III

- ・ 名称のみの誤表示(食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものを除く。)
- ・ 保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
- ・ 期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
- ・ 生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合 など

